

# 兵庫県地域防災計画(原子力等 防災計画)について(概要)

## 1 修正の目的

- ・ 兵庫県の地域防災計画(原子力等防災計画)は、これまで核燃料物質等の輸送中の事故を中心に定められていた。
- ・ しかし、福島第1原子力発電所の想定外とも言われた事故を受け、福井エリアの原子力発電所の事故を想定した対策を検討する必要性が生じた。
- ・ 事故後、国においては、原子力災害対策指針が幾度も改正され、平成27年4月22日の改正では新たに原子力災害重点区域外における防護措置が定められた。
- ・ また、関西広域連合においては、災害発生時に兵庫県が福井県や京都府の避難者を受入れることとなった。
- ・ これらに対応するため、防災基本計画、原子力災害対策指針等国の方針に沿って、県外の原子力施設における事故への対応を盛り込んだ修正を行う。

1

## 2 計画の概要

### 第1編 総則

- ・ 計画の趣旨、基本的な考え方、対象範囲、原子力施設の現状
- ・ 防災関係機関の業務大綱

### 第2編 災害予防計画

- ・ 組織体制
- ・ 情報収集・連絡体制、広報体制の整備
- ・ モニタリング、防護措置の体制整備
- ・ 県外からの避難受入れの整備
- ・ 防災知識の普及・啓発

### 第3編 災害応急対策計画

- ・ 組織体制、情報収集・伝達体制の確立
- ・ 災害広報の実施
- ・ モニタリング、防護活動、医療及び健康相談、飲食物の摂取制限等の実施
- ・ 災害時要援護者対策、交通確保対策
- ・ 県外からの避難者の受入れの実施

### 第4編 災害復旧計画

- ・ 放射性物質による環境汚染への対処、各種制限解除
- ・ 風評被害等の影響軽減対策
- ・ 心身の健康相談の実施

2

# 第1編 総則

## 1 計画の対象

- ・ 原子力施設の事故
- ・ 放射性物質の輸送中の事故
- ・ 放射性物質取扱施設における事故等
- ・ 放射性物質の不法廃棄等

## 2 計画の基本的な考え方

- ・ 原子力災害対策指針(以下、「指針」と言う。)との整合
- ・ 一般的な災害対策との連携

## 3 被害の想定

- ・ 原子力施設の事故等  
予期されない事態によって原子力施設の格納容器等の大規模な損壊に至る可能性を意図的に仮定。(UPZ外は屋内退避等の防護措置を想定しておく。)
- ・ 放射性物質輸送中の事故  
輸送中の事故、自然災害の被災による放射性物質の容器外への漏えい
- ・ 放射性物質取扱施設における事故等  
自然災害による被災、施設火災、被ばく者の発生
- ・ 放射性物質の不法廃棄  
管理区域外での発見、故意の廃棄・まきちらし等

3

# 第2編 災害予防計画

## ○ 基本方針

兵庫県は県域に最も近い高浜原発から約40km離れており、指針に定める原子力災害対策重点区域(30km圏、UPZ内)の外であるため、原子力事業所の事故に対しては、できる限り自然災害への備えを活用して対処することとする。

## 1 組織体制、情報収集・伝達体制

- ・ 自然災害と同様の体制とし、複合災害時にも同じ体制で対応する。

## 2 広報体制

- ・ 原則として自然災害と同様の体制とするが、原子力災害特有の専門的な情報の提供、広報項目を整備しておく。

## 3 モニタリング体制

- ・ モニタリングポスト県内6カ所
- ・ 健康福祉事務所等に食品の簡易測定機器(ベクレルモニター)配備

既存のものを活用

4

#### 4 防護措置の体制

- ・指針に基づき、国の指示により必要な防護措置を実施  
(基本は屋内退避→緊急時モニタリングの結果で避難・一時移転)
- ・通報手段、避難所、要援護者対策については、自然災害と同様の体制

##### 避難退域時検査の体制

- ・避難、一時移転が必要となった場合は、避難退域時検査が必要。
- ・必要な資機材は消防本部等が保有しているものも活用できるほか、実施体制は、国、専門機関(放医研・JAEA等)、事業者と連携

##### 安定ヨウ素剤

- ・指針においては、UPZ外で安定ヨウ素剤の備蓄が必要とされていないため、計画には記載しない。(原子力規制庁の考え方を引用)

#### 5 県外からの避難者の受入れ

- ・関西広域連合の広域避難ガイドラインとの整合を図る。
- ・情報連絡体制、受入体制の整備(組織体制、避難所指定、車両一時保管場所の選定、必要物資の把握等)

#### 6 防災知識の普及・啓発

- ・県民への知識の普及・啓発

5

## 第3編 災害応急対策計画

### ○ 基本方針

事故の状況に関する認識を、国、事業者等と共有するため、指針の枠組みに沿って、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実施する体制を構築する。

緊急事態区分、運用上の介入レベル(OIL)の判断基準に達する状況を覚知したときには、国からの指示又は独自の判断で県として必要な対策を実施する。

### 1 組織体制

- ・緊急事態区分等に基づき、災害警戒本部や災害対策本部の必要な体制を構築。

### 2 情報収集・伝達体制

- ・国、事業者、関西広域連合からの情報伝達

### 3 広報・相談の実施

- ・原子力災害特有の専門的な情報の提供の実施(専門機関との協力)
- ・放射性物質による被ばく・汚染に関する相談窓口の設置

### 4 モニタリングの実施

- ・国の緊急時モニタリング情報の把握
- ・環境モニタリングを強化するとともに、飲食物の放射性物質濃度の測定を実施。

6

## 5 防護措置の実施

- ・指針に基づき、国の指示により必要な防護措置を実施  
(基本は屋内退避→緊急時モニタリングの結果で避難・一時移転)
- ・通報手段、避難所、要援護者対策については、自然災害と同様の体制

### 避難退域時検査の体制

- ・避難、一時移転が必要となった場合は、避難退域時検査が必要。
- ・国、専門機関(放医研・JAEA等)、事業者と連携し実施

## 6 医療及び健康相談の実施

- ・健康相談の実施
- ・汚染状況の検査及び除染等
- ・専門機関への搬送(国の原子力災害医療のフレームに基づく)

## 7 飲食物の出荷・摂取制限

- ・飲食物のスクリーニング検査の実施
- ・OIL2, OIL6に基づき、飲食物の出荷・摂取制限の実施

## 8 県外からの避難者の受入れ

- ・関西広域連合の広域避難ガイドラインとの整合を図る。
- ・避難所の開設・運営、避難者の生活支援・情報提供

7

# 第4編 災害復旧

## ○ 基本方針

事故時においてもプルームの通過による一時的な被ばくを前提とし、避難指示区域の長期化は想定しない。

## 1 放射性物質による環境汚染への対処

- ・国や事業者が実施する放射性物質による環境汚染の除去への協力

## 2 各種制限等の解除

- ・モニタリング結果に基づく各種制限の解除

## 3 風評被害等の影響の軽減

- ・安全宣言の発表と広報の実施

## 4 健康相談

- ・健康影響調査の実施
- ・学校等における健康調査、心のケアの実施

8